



2016年4月1日

事務所ニュース Vol.209

1 健康保険法の改正による制度改定について

昨年5月に公布された医療保険制度関連の改正法により、今年4月から健康保険制度の一部が変更されます。

健康保険の保険料や各給付金の計算基礎になる標準報酬月額は、今迄、第1級5万8000円から第47級121万円までの47等級に区分されていますが、4月から第48級から第50級の3等級が追加され、上限が139万円に引き上げられます。

今回追加される等級表

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

上記により、報酬月額が123万5,000円以上の被保険者は、4月から新しい等級に該当します。追加された標準報酬月額の等級の適用については、前年の定時決定（またはそれ以降の直近の随時改定）の際に届け出た3ヶ月平均の報酬月額が123万5,000円以上である場合、その報酬月額を新しく追加される等級に照らし合わせ、4月から標準報酬月額が改定されます。

新しい標準報酬月額に改定された場合は、日本年金機構等より通知が届くことになっていますので事業主様が届出をする必要はありません。また、賞与を支払った場合の「標準賞与額」（支給額の1,000円未満を切り捨てた額）についても、4月からの一年度（4月1日から翌年3月31日まで）の累計の上限が従来の540万円から573万円に引き上げられます。

厚生年金保険については、標準賞与額の上限についても1回の支給ごとに150万円と決定されており、この上限は従来通りに据え置かれます。標準報酬月額の上限（62万）に変更はありません。

平成28年4月から標準報酬月額を改定される方については、随時改定が優先されます。したがって、事業主様から随時改定に伴う届出の必要があります。

傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります。

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法

平成28年3月31日までの支給金額

$$\text{1日あたりの金額} = \left[\text{休んだ日の標準報酬月額} \right] \div 30 \times \frac{2}{3}$$



平成28年4月1日からの支給金額

$$\text{1日あたりの金額} = \left[\text{支給開始日*以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \times \frac{2}{3}$$

*支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

ただし、被保険者期間が1年間に満たない人は、その人の被保険者期間における標準報酬月額の平均額と、28万円（支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）のいずれか少ない額を使用して計算します。

傷病手当金と出産手当金の関係

平成28年3月までは出産手当金を支給する場合、その期間については傷病手当金を支給しないことになっていましたが、平成28年4月から、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。

2 平成28年度の雇用保険料率について

雇用保険法等の一部を改正する法律案が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日より雇用保険料率が引き下げられます。平成28年4月分の給与計算より下表の雇用保険料率にご変更下さい。

負担者 事業の種類	① 被保険者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	11/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	14/1000

○ 当事務所からのお知らせ

・平成28年度 年度更新について

平成28年度の年度更新に向け、必要な書類とご案内を発送させていただきました。賃金データ・工事データ等準備の程、よろしくお願ひ致します。ご返送いただく際には提出書類に押印の漏れ等の不備が無いか十分ご確認ください。また労働局による調査も定期的実施されておりますので正確なデータのご提出・ご記入をお願い致します。

提出期限は 4月20日（水） とさせていただきます。

後記

春の訪れを感じられるようになった今日この頃。

今年の冬は例年になく冷え込んでいたので、なおのこと一日も早く暖くなるのを心待ちにしていました。

新しい気持ちで、一年頑張りたいと思います。(S)

